

## 【鷹栖町における保育の必要性の認定基準と確認に必要な書類】

事 由		確認に必要な書類
1.	1箇月において、48時間以上労働することを常態としていること	・就労証明書
2.	妊娠中であるか又は出産後間がないこと。	・出産申立書 ・産前産後休暇取得証明書
3.	疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障がい を有していること。	・病気申立書
4.	同居の親族（長期間入院等をしている親族を含む。）を常時介護 又は看護していること。	・病気看護（介護）申立書
5.	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること。	・り災証明書
6.	求職活動（起業の準備を含む。）を継続的に行っていること。	・求職活動申立書
7.	学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校、同 法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定す る各種学校その他これらに準ずる教育施設に在学していること。	・通学、通所申立書
8.	職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第15条の6第3 項に規定する公共職業能力開発施設において行う職業訓練若しく は同法第27条第1項に規定する職業能力開発総合大学校におい て行う同項に規定する指導員訓練若しくは職業訓練又は職業訓練 の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成23 年法律第47号）第4条第2項に規定する認定職業訓練その他の職 業訓練を受けていること。	・通学、通所申立書
9.	育児休業をする場合であって、当該保護者の当該育児休業に係る 子ども以外の小学校就学前子どもが特定教育・保育施設又は特定 地域型保育事業（以下この号において「特定教育・保育施設等」 という。）を利用しており、当該育児休業の間に当該特定教育・ 保育施設等を引き続き利用することが必要であると認められるこ と。	・育児休業取得証明書
10.	児童虐待の防止等に関する法律（平成12年法律第82号）第2条 に規定する児童虐待を行っている又は再び行われるおそれがある と認められること。	
11.	配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律（平成 13年法律第31号）第1条に規定する配偶者からの暴力により小 学校就学前子どもの保育を行うことが困難であると認められるこ と。	※状況に応じて必要書類をご案内 しますので、お問い合わせくださ い。
12.	前各号に掲げるもののほか、前各号に類するものとして町長が認 める事由に該当すること。	